

第6弾

燕応援フェニックスクーポン

～ 取扱要領 ～

1. 事業の目的

燕市は、エネルギー価格や食料品等の物価高騰の影響を受けた市民の家計負担の軽減や、材料費等の高騰に直面している市内飲食店等への影響を消費喚起により緩和するため、「燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）」を発行します。

2. 燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）の内容

「燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）」は、燕市が発行し、燕市民があらかじめ登録された市内事業者の商品・サービスの提供を受ける際に割引券としてお使いいただくクーポン券です。

このクーポン券は、燕市に住民登録がある世帯主あてに郵送で配布します。取扱店舗の一覧は、世帯主あてに郵送するクーポン券に同封します（※）。また、燕市ホームページでも掲載します。

（※）5月31日までに申請・登録された店舗に限る。

■クーポン券の概要

(1) 券の色

青

(2) 割引額

1枚500円

税込1,000円の商品サービスの購入につき

1枚使用可能

(3) 配布枚数

1世帯あたり12枚

(4) クーポン券の使用期間

令和5年6月末の郵送後

～ 令和5年12月31日（日曜）

(5) クーポン券が使える店舗

- ・ 燕市に登録店舗の申請をして「燕市燕応援フェニックスクーポン事業登録店舗承認決定通知書」で通知を受けた事業者
- ・ 店頭掲示用のポスター（A4サイズ2枚）を登録決定通知書と一緒に送付

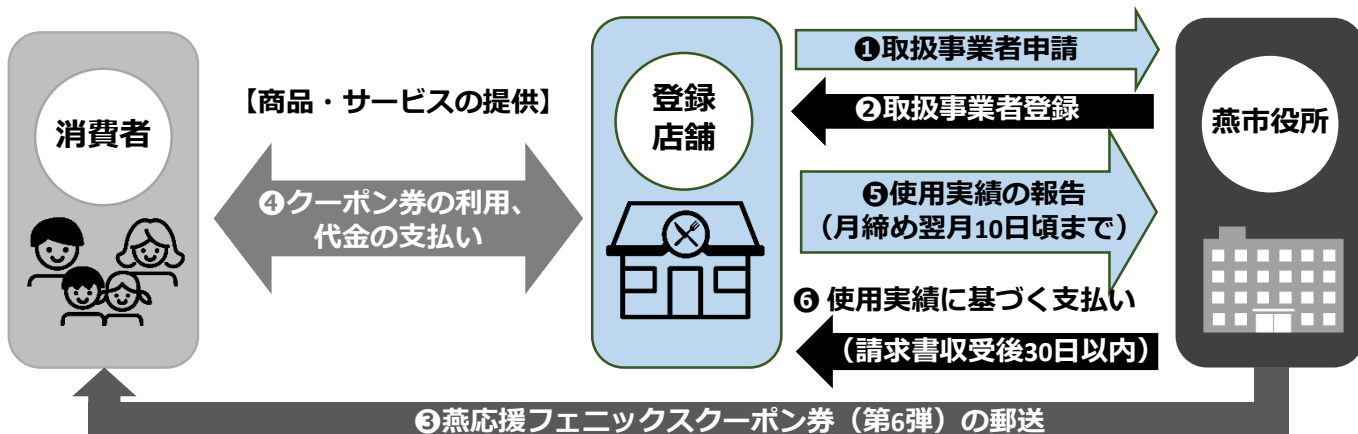
(6) クーポン券による割引

登録店舗は「燕市燕応援フェニックスクーポン券」分を値引きして商品及びサービスをお客様に提供

【クーポン券(イメージ)】



「燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）」ながれ



「燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）」の利用について

- ・クーポン券は、取扱店舗として登録された店舗などが提供する商品・サービスの割引券として利用できるクーポン券です。
- ・クーポン券は、個人消費のためのクーポン券です。事業用途に使用することはできません。
- ・クーポン券は、税込み1,000円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて使用できる券の枚数を判断してください。

☞ 購入額とクーポン券使用枚数（例）

- 税込み 800円の会計・・・使用できません。 全額をお客様負担
- 税込み1,200円の会計・・・1枚使用可能。 700円をお客様負担
- 税込み3,600円の会計・・・3枚使用可能。 2,100円をお客様負担
- ・コピーしたクーポン券使用はできません。また、大きく破損したものは使用できません。市はこれらの換金には応じませんのでご注意ください。コピー使用の疑いや大きく破損した券をお持ちのお客様が来店した場合は、割引きをお断りするなどの対応をお願いします。
- ・クーポン券とその他の民間の割引券などとの併用は、各事業者に一任します。

～ 第1～5弾の燕応援フェニックスクーポン券は使えません！～

「燕応援フェニックスクーポン（第1弾）令和2年10月31日が有効期限」 蛍光グリーン

「燕応援フェニックスクーポン（第2弾）令和3年02月28日が有効期限」 蛍光グリーン

「燕応援フェニックスクーポン（第3弾）令和3年08月31日が有効期限」 蛍光ピンク

「燕応援フェニックスクーポン（第4・5弾）令和5年02月28日が有効期限」 蛍光グリーン

は期限切れです。**これらの利用分を市に請求をいただいても応じられませんのでご注意ください。**

3. 実績報告と請求

ステップ1：お客様→『クーポン券』→登録店舗

お客様から代金をいただくときにクーポン券を渡されたら、クーポン券を回収し、税込み1,000円の商品・サービスの提供につき1枚500円を値引きしてお客様から料金をもらってください。

ステップ2：登録店舗の作業

(1) 登録店舗は、お客様から受け取った『クーポン券』の裏面に **使用年月日** と **取扱店舗名** を必ず記載してください。

クーポン券の取り扱い上の注意

- ・クーポン券は金券ではありませんので、お客様への領収書を発行する場合、記載する金額は、**クーポン券適用後の金額**となります。ご注意ください
- ・クーポン券の裏面には店舗で受け取ったことを証明するために、使用年月日、店舗名（手書き、ゴム印など）を漏れなく記載してください。
※記載が無いクーポン券は対象外になります。
- ・使用実績・請求時に提出するクーポン券は、**事業者において切り離して1枚の状態に整え、当月25日、翌月10日を“目途”に提出してください。**
また、機械で処理するのでホッチキス留めやノリ付けなどは行わないでください。
- ・使用実績書類を提出する際は、複数月分をまとめて提出いただくことも可能ですが、**1枚の請求書で●月～●月分とすることはできません。必ず1枚の請求書は1カ月分としてそれぞれ作成してください。**
- ・市役所窓口で使用実績書類を直接ご持参いただく場合、市はその場で枚数確認することはできません。
受領後に複数の職員でクーポン券の裏面の記載確認、枚数確認等を作業を行います。

◆提出書類は大丈夫！？

取扱店舗から提出される書類は、職員が確認します。

確認作業や集計作業で 枚数まちがい、請求書中の訂正箇所の押印もれ、ホチキス留めの取り外し作業 などにより、事務処理に時間がかかり全体的に処理が遅れてしまいます。

これにより、他の取扱店舗への振込処理が遅れてしまいます。

提出前に必ずチェックシートを活用し、他の取扱店舗の皆さんのためにも市役所側の事務処理スピードのアップにご協力ください。

(2) 補助金交付申請書兼請求書に添付していただく必要はありませんが、日々の売上帳簿等に記載するなど、クーポン券使用分が“いつ”使われたかが分かるように管理してください。

(注意) 補助金交付申請書兼請求書を提出いただいた後に担当者による確認作業で照会させていただく場合があります。

ステップ3：登録店舗→(補助金交付申請書兼請求書)→市役所商工振興課

- (1) 月締めで『燕市燕フェニックスクーポン事業補助金交付申請書兼請求書』を作成してください。作成のときは同封の記入例と確認シート(提出不要)をご活用ください。
- (2) 『燕市燕フェニックスクーポン事業補助金交付申請書兼請求書』を次の期日を“目途”に提出してください。提出の際は同封の確認シート(提出不要)をご活用ください。

■書類提出の目安(目途)

7月分(郵送後~31)	→	8月10日(木)
8月分(8.1~31)	→	9月11日(月)
9月分(9.1~30)	→	10月10日(火)
10月分(10.1~31)	→	11月10日(金)
11月分(11.1~30)	→	12月11日(月)
12月分(12.1~31)	→	1月10日(水)

第6弾より月2回までの請求が可となりました。
1日~15日利用分→当月25日頃まで提出
16日~月末利用分→翌月10日頃まで提出

■提出する書類

- ・『燕市燕フェニックスクーポン事業補助金交付申請書兼請求書』
- ・使用済みの『燕応援フェニックスクーポン券(原本)』
- ・『振込先通帳の写し(初回のみ)』

※使用実績書類を提出するタイミングについては、複数月分をまとめて提出することも可能ですが、**1枚の請求書で●月~●月分とすることはできません。**
必ず1枚の請求書は1カ月分になるので、それぞれ作成してください。

※提出された書類等を確認するうえで担当から連絡することがあります。

※市役所窓口で使用実績書類をご持参いただく場合、市の担当はその場で枚数確認は行いません。受領後に複数の者でクーポン券の裏面の確認、枚数の確認作業を行いますのでご理解をお願いします。

ステップ4：市役所商工振興課→登録店舗

実績報告書類を市役所商工振興課が受け取った日から**30日以内に指定口座に振り込み**ます。個別に振り込み日のお知らせはしませんので、通帳を記帳して確認してください。

※到着順に書類の確認、枚数確認等を行います。振込日の指定等には応じかねますのでご理解をお願いします。

4. 対象にならない商品・サービス

クーポン券は、個人消費を目的とした商品・サービスの利用に限り利用できるものと定めています。そのため、次のものに利用することはできません。

- (1) 事業用途の取り引き
- (2) 不動産又は金融商品
- (3) たばこ
- (4) 商品券、プリペイドカード、切手、新幹線チケット等の換金性が高いもの
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

5. クーポン券取扱店舗のめじるし

次のポスターが同封されています。店頭やレジ前など、お客様の目につく場所に掲示してください。拡大コピー等、自由にお使いください。



長期間日光に当たると色が抜けることがあります。
2枚同封していますので工夫してお使いください。
電子データが必要な事業者はJPEG形式のデータを提供することもできます。

6. お問い合わせ

〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 産業振興部商工振興課 産業支援係

電話0256-77-8231（直通）／ファックス：0256-77-8306

E-mail : shoko@city.tsubame.lg.jp

-
- ✓ 燕応援フェニックスクーポン事業は、燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱に定めるもののほか、この要領に基づいて運用されています。
 - ✓ この要領の内容は、予告なく一部変更等が生じる場合があります。